

(1) 都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由

(都道府県の都市計画の決定)

#### 第18条

3 都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

(2) 市区町村が、都市計画決定する場合の都道府県と協議する理由

(市町村の都市計画の決定)

#### 第19条

4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。

### ○第7版 都市計画運用指針

#### Ⅲ. 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方

##### Ⅲ-2 運用に当たっての基本的考え方

##### 2. 市町村の主体性と広域的な調整

都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている。従って、都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村からの案の申出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい。

なお、市町村が決定主体である都市計画についても、当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合には、都道府県は、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、広域の見地からの調整を図る観点から、適切な判断が行えるよう他の関係市町村の意見を聴くなど、必要な情報の収集に努めることが必要である。

#### ○市が決定する都市計画について都道府県知事の同意→協議へ

市が都市計画を決定する際については、都道府県知事による同意を得ることを要しないこととされた、これは、市町村合併により広域的な市が増加し、市が定める都市計画について市域を超える広域的な調整の必要性が以前ほど高くなってきたこと等を背景とし、地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）の考え方を採り入れたものである。

(都市計画の変更)

第21条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第6条第1項若しくは第2項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第13条第1項第19号に規定する政府が行う調査の結果都市計画を変更する必要性が明らかとなったとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他都市計画を変更する必要性が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更（第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

1-4 都市計画の軽易な変更

県決定の都市計画のうち、法第21条第2項における都市計画の軽易な変更（政令第14条 省令第13条）とは、次の1~9に掲げるものである。

項目	軽易な変更の内容	適用除外となる条項		
		§17	§18-2	§18-3
1 名称	全 般	○	○	○
2 区域区分	区域区分のための土地の境界とされている鉄道その施設又は河川、がけその他の地形若しくは地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満であるもの。			○
3 地域地区（法第8条第1項第4号の2に掲げる地区及び同項第9号に掲げる地区のうち港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画	イ 区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ次の「4 道路」から「8 河川」までに掲げる区域の変更に相当するもの ロ 区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が2,000㎡未満であり、かつ変更前の面積の20%未満であるものに限る）であるもの ハ 区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の20%未満であるもの及び区域の境界の整正を行うために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が2,500㎡未満であり、かつ変更前の10%未満であるものに限る）であるもの ニ 区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更(当該変更に係る部分の面積の合計が2,000㎡未満であり、かつ変更前の面積の20%未満であるものに限る）であるもの ホ 区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋め立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く）			○
4 道路（イ及びロに掲げるものにあつては、当該変更に係る区間内に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所	イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが100m未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が1,000m未満であるもの（起点又は終点の変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で4以上交差するもの及び起点又は終点の移動距離が100m以上であるものを除く。） ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が1,000m未満であるもの			○

項 目	軽 易 な 変 更 の 内 容	適用除外となる条項		
		§ 17	§ 18-2	§ 18-3
を含むものを除く)	ハ イ又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の変更 (起点又は終点の移動する距離が 100m以上であるものを除く。)による当該他の道路の位置又は区域の変更 二 道路を支える法面その他の構造物の形状の変更による位置又は区域の変更			
5 都市高速鉄道	イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが 100m未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの(当該区間内に停車場又は車庫を含むものを除く。) ロ 停車場又は車庫の区域以外の区域における拡幅による位置または区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの ハ 停車場又は車庫の位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 20m未満であるもの			○
6 空 港	位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4,000 m <sup>2</sup> 未満であり、かつ、変更前の面積の 20%未満であるもの			○
7 公園及び緑地	次に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、鉄道、道路又は河川が区域を分断することとなるものを除く。 イ 面積の変更を伴わない位置又は区域の変更 ロ 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の 20%未満であるもの ハ 区域の境界の整正をするために行なう位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 m <sup>2</sup> 未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの			○
8 河川	イ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が 100m未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が 1,000m未満であるもの			○
9 一団地の官公庁施設	イ 位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 4ha 未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの ロ 公共施設、公益的施設又は建築物の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの			○

## 1-5 市町村が定める都市計画の軽易な変更

市町村決定の都市計画のうち、法令 21 条第 2 項における都市計画の軽易な変更（政令第 14 条 省令第 13 条の 2）に係るものについては次のとおりである。

1 名称	軽易な変更の内容	適用外となる条項		
		§ 17	§ 19-2	§ 19-3
1 名称	全 般	○	○	○
2 用途地域	位置、区域又は面積の変更で、区域区分の変更に伴い市街化区域から除外される土地の区域を当該地域の区域から除外したにとどまると認められるもの			○
3 一団地の住宅施設	イ 住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、当該変更による予定戸数の合計の変更が 200 戸未満であり、かつ、変更前の予定戸数の合計の 10% 未満であるもの ロ 公共施設、公益的施設又は住宅の配置の方針の変更で、公共施設又は公益的施設の規模の変更を伴わないもの			○

注) 「適用除外となる条項」は次のとおり

§ 17……………都市計画法第 17 条（都市計画の案の縦覧など）

§ 18-2……………都市計画法第 18 条第 2 項（意見書の要旨の県都市計画審議会への提出）

§ 18-3……………都市計画法第 18 条第 3 項（国土交通大臣との協議・国土交通大臣の同意）

§ 19-2……………都市計画法第 19 条第 2 項（意見書の要旨の市町村都市計画審議会への提出）

§ 19-3……………都市計画法第 19 条第 3 項（県知事との協議・県知事の同意）

# 第3章 市町村が定める都市計画の決定手続

## 3-1 市町村が定める都市計画の基本フローチャート注1)

